

〈災害時Q&A集〉発行:R5.6.15

※ 本ニュースの情報は令和5年6月8日時点のもので、その後の法改正や制度の適用、変更などの可能性があります。
 ※ 災害の種類や地域によって適用されている法律が異なり、使える支援制度も異なることに注意して下さい。不明なときは役所などにご確認を。

愛知県弁護士会 弁護士無料電話相談
 令和5年6月15日～8月10日まで
 (9月30日まで延長しました。)

☎(受付専用)052-565-6110

9:10~16:30 受付(土日祝日含む)

コールバック方式の無料電話相談です。
 受付専用電話にて受付後、担当弁護士より折り返します。
 お電話の際に「令和5年台風2号コールバック電話相談」とお伝えください。

写真撮影・浸水対処

り災証明書の調査や、保険会社・共済の調査に備え、片づけをする前に、被災した建物の内外・車・家財・水回り・室外機・給湯器などを、様々な角度や、様々な距離(遠く・近く)で撮影し、被害の**写真や動画**を残しましょう。写真の撮り方は、右の冊子「**水害にあったときに**」も参考に。浸水の深さがわかるように撮影することも大切です。
保険・共済会社への保険金・共済金のご請求も忘れずに。保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ(日本 ☎0120-501331/外資系 ☎03-5425-7850)

「水害にあったときに」
 制作:震災がつなぐ全国ネットワーク



浸水した家屋をそのままにすると、建物が傷み、健康被害にもつながります。**床下の掃除・乾燥・消毒や壁の中の断熱材の処理**などについて、左の冊子を参考に無理のない範囲で対処しましょう。
ボランティアの協力も遠慮せず頼んで下さい。窓口は、ボランティアセンター又は社会福祉協議会です。



り災証明書

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、上の表のように全壊・大規模半壊などと判定され交付される住宅被害の証明書です。**多くの支援制度が、このり災証明書と結びついている**ため、り災証明書の申請はとても大切です。

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------



り災証明書の調査は、①浸水の深さ等で判定される場合(第一次調査)と、②建物全体の壊れ具合に点数をつけて判定する場合(第二次調査)があります。どちらの場合でも、**再度の調査**をお願いすることができます。ただし、再度の調査により、判定が下がることもあります。

判定に不明点がある場合には、役所に理由を聞いてみましょう。被害の調査票を交付してくれる自治体も複数あります。弁護士会など専門家へのご相談も検討を。
 り災証明書の調査は、QRコード(右)にある**内閣府の指針**に沿って行われています。



支援制度の資料

被災者支援チェックリスト
 日本の支援制度をお困りごとの種類別にまとめたチェックリストです。**災害救助法の適用がある場合とない場合**の2種類があるため、該当する方を印刷して、使える制度を探してみてください。

住まいの支援

公営住宅の一時提供
 自治体によっては、災害の規模や住宅の被害の程度により、公営住宅を一時提供している場合があります。ご自宅が被災して生活に支障がある場合は、市町村にご相談下さい。

お金の支援

見舞金・義援金
 市町村から、住宅の被害の程度等に応じて、見舞金や義援金が支給される場合があります(それぞれ別の制度です)。市町村にご相談いただき、該当する方は申請して下さい。

愛知県の被災者生活再建支援制度(最大300万円)
 愛知県では、被災者生活再建支援法が適用されない場合でも、国の支援金と同額が支給される制度があります。条件や金額は右の表を参考にして、あてはまりそうの方は自治体にご相談ください。

基礎支援金	加算支援金	
全壊・解体等 100万円	建設・購入	200万円
	補修	100万円
大規模半壊 50万円	民間賃貸	50万円

中規模半壊は、基礎支援金はなし
 加算支援金は上記の各半額
 ※ 単身世帯は各4分の3の金額

各種借入れ

- ◆ **災害援護資金貸付制度【市町村】** ※都道府県内に災害救助法適用が必要
住宅被害・家財の損害・負傷などに応じて最大350万円貸付。
- ◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**
緊急小口資金(10万円・無利子)
災害援護資金(150万円・無利子~3%)
住宅補修費貸付(250万円が目安) その他も複数の貸付制度あり。
- ◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【市町】**
住宅の補修等については200万円以内で貸付。

- ◆ **建物の再築・購入・修理の際の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】**
住宅再建のための融資制度。借入れ条件などは上記機構に相談を。親子リレーローンが組める場合もあります。
 - ◆ **リバースモーゲージ型融資(60歳以上の返済特例)【住宅金融支援機構】**
災害復興融資の60歳以上限定の返済特例。毎月の返済が利息だけですむのが特徴。借入れには、抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求されません。
- 住宅金融支援機構コールセンター(災害専用ダイヤル) ☎0120-086-353**

紛失物

- ◆ **本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・健康保険証)**
運転免許証は、お近くの運転免許センターや住所地を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。
マイナンバーカードは総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178) ※音声ガイダンス2番)への連絡、警察への届出後、市町で再発行の手続きを。健康保険証が手元になくても保険診療は受けられます。国保の場合は市町に、社会保険の場合は事業主・保険者に再発行手続きのご相談を。
- ◆ **権利証**
不動産の権利証を紛失等しても権利を失うことはありません。実印と印鑑登録証の管理ができていれば不正な登記は防げます。本人確認ができれば不動産の取引も可能です。
- ◆ **クレジットカード**
各カード会社に連絡をして、紛失したカードを無効にし、再発行手続きをして下さい。

- ◆ **金融機関の通帳など**
金融機関の通帳、証書、カードなどは、銀行等で再発行してもらえます。各銀行の窓口にお問い合わせ下さい。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのこともあわせて相談してください。
- ◆ **実印・印鑑登録証**
実印を紛失した場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証を紛失した場合は、印鑑証明書の交付申請ができないため、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)が必要です。手続きは市町村の担当課に確認してください。

ローンの減免

被災ローン減免制度(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)
 「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」による災害の影響で、個人の住宅ローン・事業ローン・自動車ローン・教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度の利用をご検討下さい。自己破産と異なり、現預金500万円に加えて、各種支援金、義援金、災害弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。詳しくは弁護士会まで。

税の減免

雑損控除と災害減免法による税の減免
 自然災害によって、家屋・家財の浸水や自動車・お墓の損壊など様々な被害を受けた場合、**確定申告**によって所得を控除し、所得税や住民税の軽減・免除を受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署や税理士会の無料相談などでお尋ね下さい。市民税や固定資産税などについては、自治体にご相談を。

自動車の支援

自動車が流出してしまった場合など、登録の抹消についてはお近くの**運輸支局(軽自動車は軽自動車検査協会)**にご確認を。
 車の貸し出しをしているボランティア団体もあります。

事業者の支援

経済産業省のウェブサイトに、中小企業・小規模事業者への支援措置が公開されています。同サイトで紹介されている商工会議所、商工会連合会などの特別相談窓口にご相談を。

【発行】愛知県弁護士会
 052-204-1651(代表)
 ◆西三河支部
 0564-54-9449
 ◆東三河支部
 0532-52-5946
<https://www.aiben.jp/>